

滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針

第1章 総則

(目的)

第1 本方針は、PPP/PFI 手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定め、PPP/PFI 手法の積極的な導入を図ることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

(定義)

第2 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (2) 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理もしくは運営またはこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- (8) 優先的検討 本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(対象とする PPP/PFI 手法)

第3 本方針の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O 方式（運営等 Operate）
(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設または製造および運営等を担う手法	BT0 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） ESCO 事業方式（Energy-Service-Company）
(3) 民間事業者が公共施設等の設計および建設または製造を担う手法	BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式

第2章 優先的検討の実施

(優先的検討の実施時期)

第4 県は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定しようとする場合および公共施設等の運営等の見直しを行おうとする場合は、あらかじめ優先的検討を行うものとする。

第3章 優先的検討の対象とする事業

(対象事業)

第5 次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業で、民間の活力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（流域下水道施設、工業用水道事業施設および水道用水供給事業施設を除く。）

ア 建築物またはプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

ウ アおよびイに掲げるもののほか、他の地方公共団体で PPP/PFI 手法の導入実績のある事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 整備等（運営等を除く。）に関する事業費が10億円以上

イ 単年度の運営等に関する事業費が1億円以上（運営等の見直しその他運営に関する方針決定を行う場合に限る。）

(対象事業の例外)

第6 次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

(1) 既に PPP/PFI 手法が導入されている公共施設整備事業（運営等に限る。）

(2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

(3) 災害復旧事業その他の緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

第4章 適切な手法の選択

(採用手法の選択)

第7 県は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第9の規定に基づく簡易な検討または第10の規定に基づく詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な手法を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(評価を経ずに行う採用手法導入の決定)

第8 県は、第7の規定により選択した PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 指定管理者制度 第9の規定による簡易な検討を実施し、第10の規定による詳細な検討を省略
- (2) 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 第9の規定による簡易な検討を省略し、第10の規定による詳細な検討を実施
- (3) 当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、当該採用手法の導入が適切であると認められる場合における当該採用手法 第9の規定による簡易な検討を省略し、第10の規定による詳細な検討を実施

第5章 簡易な検討

(費用総額の比較またはその他の方法による評価)

第9 県は、PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（別記様式第1号）により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、第7および第8の規定により複数の手法を選択した場合においては、それぞれの手法について費用総額を算定し、その最も低い手法による場合と従来型手法による場合の費用総額との間で比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 利用料金収入
- (4) 資金調達に要する費用
- (5) 調査に要する費用
- (6) 民間事業者の適正な利益および配当

2 県は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、民間事業者への意見聴取を踏まえた評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

第6章 詳細な検討

(詳細な検討)

第10 県は、第9の規定による簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用することなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の検証を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第7章 評価結果の公表

(簡易な検討の結果の公表)

第11 県は、第9第1項の規定による費用総額の比較による評価の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後適切な時期

2 県は、第9第2項の規定による評価の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容 入札手続の終了後適切な時期

(詳細な検討の結果の公表)

第12 県は、第10の規定による詳細な検討の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容（第10の規定による詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新した後のもの） 入札手続の終了後適切な時期

付 則

この方針は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この方針は、令和2年2月19日から適用する。

別記

様式第1号（第9関係）

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		